合衆国軍隊	自動車税及び軽自動車税	契約者が合衆国において合衆国軍隊結んだ契約に基づいて行う合衆国軍区域の建設、維持又は運営（軍人用持又は運営を除く。）のみの事業を油の引取り
		合衆国軍隊が日本国において取得税法第百四十五条第三号に規定する「自動車」という。）
		合衆国軍隊が日本国において取得し二条第五号に規定する軽自動車のう合衆国軍隊が日本国において所有する軽自動車等（次条において「軽自

る自動車課税客体及び二

を

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	契約者	軽油引取税
合衆国軍隊	自動車税	軽自動車税
合衆国軍隊	軽自動車税	

達機関が合衆国軍隊の第百四十四条の二第五む。以下この表におい

のために合衆国政府と隊の使用する施設及び販売機関等の建設、維するために消費する軽

た地方税法第四百四十ち三輪以上のもの及び同条第三号に規定す動車等」という。）

に、「左に」を「次に」に、「に

合衆国軍隊が日本国においてする自動車の取得	合衆国軍隊	自動車取得税
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。）	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	軽油引取税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。）	契約者	

因り」を「により」に改め、

軍隊	自動車取得税
軍隊及び合衆の公認調達機	軽油引取税

を削る。

第四条の見出し中「及び軽自動車税」を「の種別割及び軽自動車税の種別割」に改め、同条第一項中「対する自動車税」及び「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百五十一条又は第四百四十六条」を「第百七十七条の十一又は第四百六十三条の十八」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「もつぱら」を「専ら」に、「又は軽自動車税」を「の種別割又は軽自動車税の種別割」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条の表契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う事業の項、契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取りの項、契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて受ける所得以外の所得を有しないものの項及び契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるものの項中「合衆国において」とあるのは「派遣国において」と、「合衆国政府」とあるのは「派遣国政府」と読み替えるものとする。

第三条第二項中「国際連合の軍隊又は」を削り、「国際連合の軍隊の構成員等」の下に「又は軍人用販売機関等」を加え、「自動車に対する自動車税又は」を「地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車に対する自動車税の種別割及び」に、「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車」を「同法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三条第三項を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第四十五条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四百四十六条第三項」を「第四百六十三条の十八第三項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の三の項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）の」に改める。

別表第五第四号の三中「地方法人特別税等に関する暫定措置法による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）の」に改める。

（消費税法の一部改正）

第四十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ中「第百二十四条第四項（自動車取得税の納付の方法）、第百五十一条第六項（自動車税の徴収の方法）、同法」を「第百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法）、第百七十七条の十一第六項（種別割の徴収の方法）」に、「第四百四十六条第六項（軽自動車税の徴収の方法）」を「第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徴収の方法）」に、「及び同法第百二十四条第一項（に」を「並びに同法第百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を」に改める。